

1

経路

整備の基本的な考え方

- 公共用通路と車両等の乗降口及びその他の旅客施設との間の経路は、高齢者、障害者等が円滑に通行できるようにする。
- 円滑な通行の整備にあたっては、次の原則に留意すること。
 - ・移動しやすい経路
 - ・わかりやすい誘導案内設備
 - ・使いやすい施設・設備

整備基準		解説	望ましい水準
<p>公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他これらに類する施設であって、公共交通機関の施設的外部にあるものをいう。以下同じ。)と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路(以下「移動円滑化された経路」という。)をプラットホーム等(プラットホームその他の旅客の乗降場所をいう。以下同じ。)ごとに1以上設けること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●公共用通路との出入口と各ホームを結ぶ乗降動線(同一事業者の異なる路線相互の乗り換え経路を含む。)において旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を円滑にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の経路に関しても可能な限り移動が円滑になるようにすること。特に線路によって地域分断されている場合などは、各方面の主要出入口から移動円滑化された経路を確保すること。 ○他の事業者や他の公共交通機関の乗り換え経路についても、移動の円滑化に配慮すること。
<p>(1)床面に高低差がある場合は、(2)に定める構造の傾斜路又は(3)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した次に定める構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、車椅子使用者の単独での利用を考え、エレベーターを設置すること。 ●旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路((2)に定める構造に限る。)又はエレベーター((3)に定める構造と同等以上のものに限る。)を利用することにより、高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において、常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜路を設ける場合は、有効幅員は180cm以上とすること。
ア	上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ●くし板から70cm程度の移動手すりを設けること。 ●乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置すること。 ●電動車椅子の重量に対応したもの(最大積載荷重200kg以上のもの)を設置すること。 ●車椅子を載せて可動している際に、緊急時に操作しやすい停止装置を設置すること。 ●エスカレーターの昇降口付近に係員呼び出しボタンを設置すること。 	<p>【高齢者、障害者等の円滑な利用に適したエスカレーターの構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1以上は、30m/分以下で運転可能なものを設置すること。 ○乗り口に近い位置に音源を設置すること、又は乗り口端部にスピーカーが内蔵されたエスカレーターとすること。
イ	踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
ウ	昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。		
エ	踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。		
オ	くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。		
カ	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。		
キ	有効幅員は、80cm以上であること。		

整備基準		解説	望ましい水準
ク	踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けること。		
ケ	エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。		
(2)経路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。			
ア 有効幅員	有効幅員は、140cm以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90cm以上とすることができる。	●「140cm以上」は、車椅子使用者が転回(180°方向転換)できる寸法、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法である。	○有効幅員は、150cm以上(段を併設する場合は、120cm以上)とすること。
イ 縦断勾配	傾斜路の勾配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20cm未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。	●車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする必要がある。 ●車椅子使用者の通行を妨げるため、進行方向以外の側面へ傾斜させないこと。	○縦断勾配は、1/15を超えないこと。
ウ 踊場	高低差が60cmを超える場合は、60cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。	●斜路行程が長い場合や傾斜路の方向が途中で変わる箇所は、車椅子使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場等が必要となる。 ●傾斜路の始末端部では、前方の確認や休憩する等、次の動作に移るために車椅子が回転できる水平なスペースが必要である。 ●傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを確保すること。	
エ 手すりの設置	高低差が16cmを超える場合は、手すりを設けること。	●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段85cm程度、下段65cm程度とし、1段の場合は、80cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3~4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	○手すりは、両側に連続して設置すること。 ○手すりは、冷たく感じないようにゴムを巻き付けるなど工夫をすること。
オ 転落防止措置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	●転落の危険性を考慮して、腰壁又は柵を設ける。柵を設ける場合は、車椅子のキャスター等が落ちこまないように5cm以上の立ち上がりを設けること。	
カ 床面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場及び通路との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、その存在を容易に識別しやすいものとする。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ●原則として、踊場及び周囲の通路等との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、その存在を容易に識別しやすいものとする。	

整備基準		解説	望ましい水準
(3)経路に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、全ての利用者が円滑に利用できるよう配慮すること。 ●エレベーターの前には、一般旅客の動線と交錯しないようスペースを確保すること。 ●利用者動線の観点からスルー型や直角2方向型が有効な場合は、これらの設置を積極的に検討すること。 ●出入口が複数あるエレベーターを設ける場合は、開閉する出入口を音声により知らせる設備を設けること。 ●地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、籠内にその旨の表示を行うか、又は籠内に故障を知らせるための非常ボタンを設けること。 ○籠外部から、籠内の車椅子使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50cm程度とすること。 ○籠の内部が確認できるカメラを設置すること。
ア 出入口の有効幅員及び構造	籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上とすること。	●出入口の戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ○定員オーバーの視覚表示を行うこと。 ○籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ90cm以上とすること。 (ガラス窓等) ○籠及び昇降路の出入口の戸に、ガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠内から籠外が視覚的に確認できる構造であること。 (光電安全装置) ○籠の出入口部には、乗客の安全を図るために、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。
イ 籠の広さ	籠は、間口140cm以上、奥行き135cm以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造の籠(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)を設ける場合は、この限りでない。		○籠の間口は160cm以上、奥行きは135cm以上とすること。
ウ 床面の形状	籠の床面は、車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。		
エ 籠内の表示	籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。		○聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置すること。
オ 籠内の音声装置	籠内には、籠が停止した階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる設備を設けること。	●スルー型の場合は、開閉する側の戸を音声で知らせる装置を設置すること。	
カ 鏡の設置	籠内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。		
キ 手すりの設置	籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●高さ80～85cm程度に設置すること。 ●握りやすい形状とすること。 	
ク 制御装置	籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン(籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。)を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●操作盤のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けること。 ●車椅子使用者が円滑に操作できる位置とは、高さ90～100cm程度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列する。 ○非常用呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。 ○籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を設ける。

整備基準		解説	望ましい水準
ケ 点字表示	籠内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと。		○点字表示はボタンの左側を原則とする。
コ 乗降ロビー	乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上とすること。		○乗降ロビーの有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ180cm以上とすること。
サ 音声装置	乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。		
シ 開扉時間	戸の開扉時間を延長する機能を有していること。		
ス その他	籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。		
(4) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ●動線は、可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないように配慮すること。 ●空中突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように配慮して設置すること。 	○手すりを設置すること。手すりを設ける場合は、冬期の冷たさに配慮した材質とすること。
ア 有効幅員	有効幅員は、140cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120cm以上とすることができる。		○車椅子使用者の利用に配慮し、有効幅員を180cm以上とすること。
イ 戸の構造	戸を設ける場合は、有効幅員は90cm以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。		
ウ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
エ 照明	照明設備を設けること。	●通路は、高齢者や弱視者の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮すること。	
(5) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。		<ul style="list-style-type: none"> ●公共用通路との境界である出入口から改札口を経て乗降口に至る経路上に視覚障害者の誘導動線を設定し、線状ブロックを敷設すること。 ●線状ブロックは、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設すること。 ●線状ブロックは、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ない明解で簡潔な道すじに連続的に敷設すること。また、歩行できるスペースが確保できるよう、壁面、柱等から適度に離れた道筋に敷設すること。 ●視覚障害者誘導用ブロックを識別しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮すること。 ●「音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」とは、音声装置、誘導チャイム等をいう。 	○他社線旅客施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、色のコントラストなどを統一的連続的に敷設すること。

整備基準		解説	望ましい水準
		<p>【視覚障害者誘導用ブロックの構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●形状は、JIS規格に合わせたものとする。 ●色彩は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りでない。 ●材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。 	
ア 傾斜路の上端及び下端	(2)に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路	●傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30cm程度離れた箇所とすること。	
イ 階段の上端及び下端	5に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路	<ul style="list-style-type: none"> ●階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とすること。 ●階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所とすること。 	
ウ エレベーター乗降ロビーの操作盤の前	(3)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗り場ボタンへ誘導すること。 ●エレベーターの前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗り場ボタンから30cm程度離れた箇所とすること。 	
エ 券売機の前	2に定める構造の券売機に近接する通路	<ul style="list-style-type: none"> ●券売機への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機へ誘導すること。この場合、改札口への線状ブロックの敷設経路から分かりやすく、できる限り最短経路となるように分岐すること。 ●線状ブロックで誘導される券売機の前に敷設する点状ブロックの位置は、券売機の手前30cm程度の箇所とすること。 	○誘導される券売機は、改札口に近い券売機とすること。
オ 改札口及び改札口の前	3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路	●改札口への線状ブロックの敷設経路は、有人改札口がある場合は有人改札口へ誘導すること。	
カ エスカレーターの上端及び下端	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路	●エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する程度の箇所とすること。	
キ その他	その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所	<ul style="list-style-type: none"> ●「その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所」には、4の(1)に定める多機能トイレ及び10の(1)に定める案内設備を含めること。 ●多機能トイレへの線状ブロックの敷設経路は、トイレ出入口の壁面にある触知案内図等の位置とすること。 ●トイレの触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、触知案内図等から30cm程度離れた箇所とすること。 ●案内設備への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内設備の正面の位置とすること。 ●案内設備の前に敷設する点状ブロックの位置は、案内設備から30cm程度離れた箇所とすること。 	

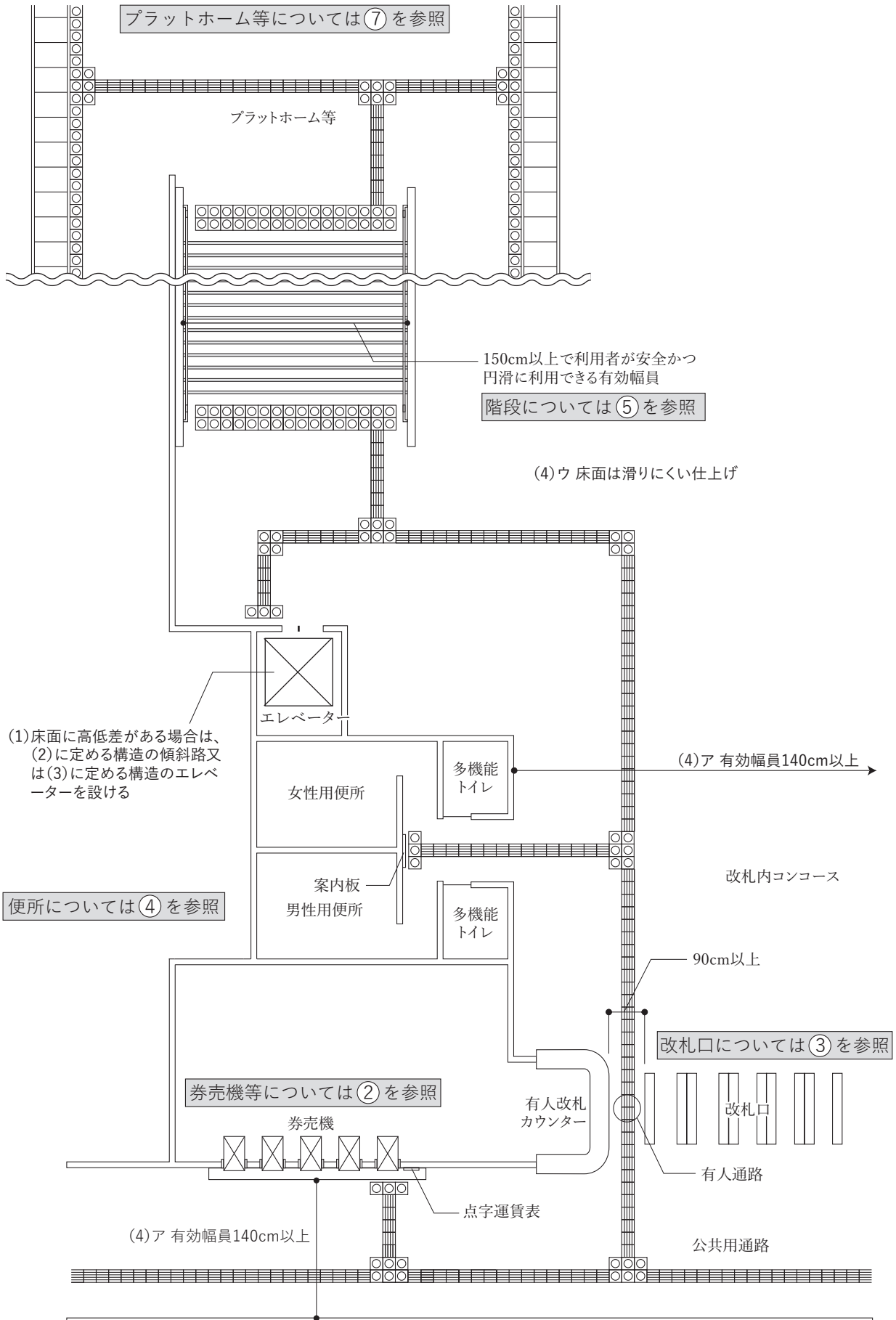
<参照資料>

本整備マニュアルのほか、下記の基準、ガイドラインも参照し、準拠すること。

・バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準

・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)」(令和2年3月)国土交通省総合政策局安心生活政策課

□経路の整備例



2

券売機

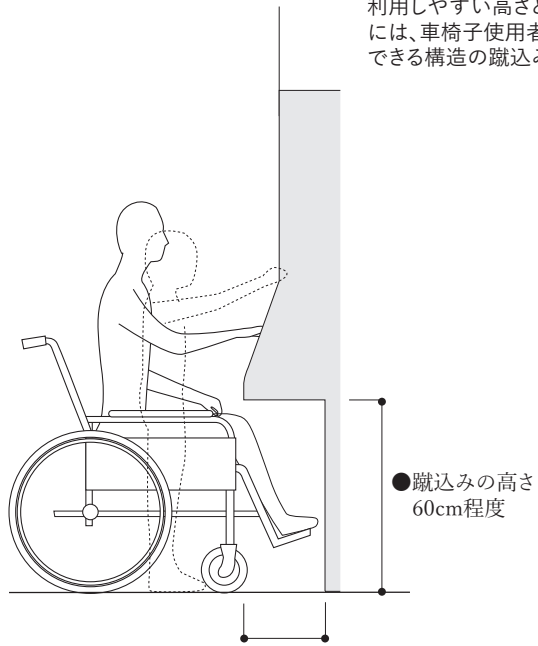
整備の基本的な考え方

○券売機は、だれもが円滑に利用できるよう整備を進める。

整備基準		解説	望ましい水準
券売機を設ける場合は、次に定める構造の券売機を1以上設けること。		●券売機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する必要がある。	○精算機を設ける場合についても、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さや構造等に配慮すること。
(1) 券売機の高さ等	券売機の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●金銭投入口は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。 ●主要なボタンは、110cm程度の高さを中心に配置すること。 ●車椅子使用者が容易に接近しやすいようカウンター下部に高さ60cm程度の蹴込みを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターホン、呼び出しボタンなどは利用者にとって使用しやすい高さ、構造とすること。 ○金銭投入口の高さは、110cm以下とすること。 ○インターホン又は呼び出しボタンを設けること。
(2) 券売機の構造	券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●金銭投入口は、硬貨を複数枚入れることができるものとする。 ●運賃等の主要なボタンには、点字を併記すること。 ●点字は、耐久性に優れたものとする。 ●券売機の横に点字運賃表を設置すること。 ●タッチパネル式の場合は、テンキーを設置し、視覚障害者がキーの配列を認識することができる構造とすること。 ●テンキーを設置した券売機には、音声案内を設置すること。 ●点字運賃表の駅名の表示順序は50音順とすることを原則とし、見出しを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すこと等により、弱視者に運賃をわかりやすくすること。 ○金銭投入口・カード投入口等は、周囲とコントラストのある縁取りなどにより、識別しやすいものとする。 ○操作可能な全てのボタン、投入・取出口を示す点字を併記すること。

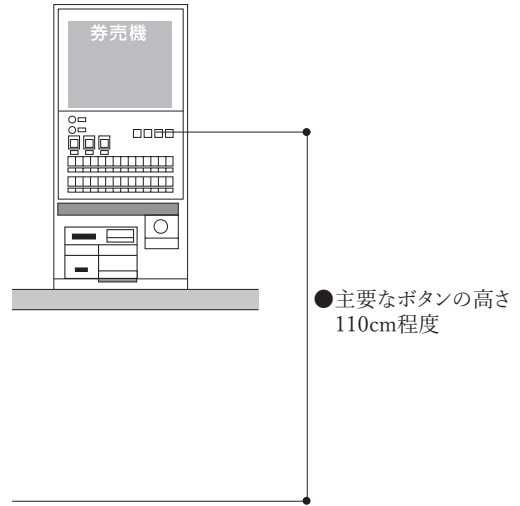
□券売機の整備例

(1) 券売機の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設ける



●車椅子使用者が容易に接近しやすいよう
カウンター下部に蹴込みを設ける

(2) 券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とする



3

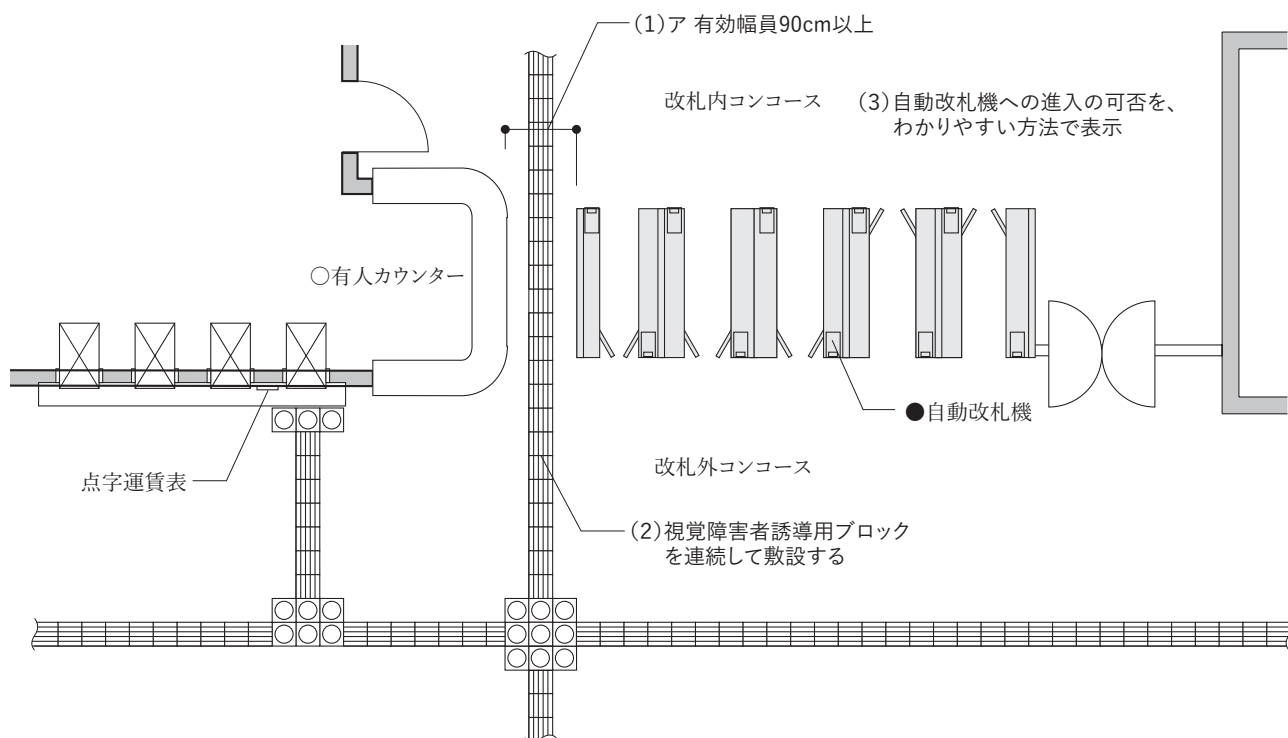
改札口

整備の基本的な考え方

○だれもが円滑に利用できるよう改札口を整備する。

整備基準		解説	望ましい水準
(1) 1以上の改札口は、次に定める構造とすること。			○有人改札口を設けること。 ○有人改札口、自動改札口のそれぞれ1以上に3の項に定める構造の改札口を設けること。
ア 有効幅員	有効幅員は、90cm以上とすること。		
イ 移動円滑化経路に近接	移動円滑化された経路に近接すること。		
ウ 段	車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。		
エ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(2) 1以上の改札口は、移動円滑化された経路に近接して設置し、かつ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。			
(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、分かりやすい方法で表示すること。		●自動改札機は、乗車券等挿入口を色で縁取るなど識別しやすいものとする。	

□改札口の整備例



4

便所

整備の基本的な考え方

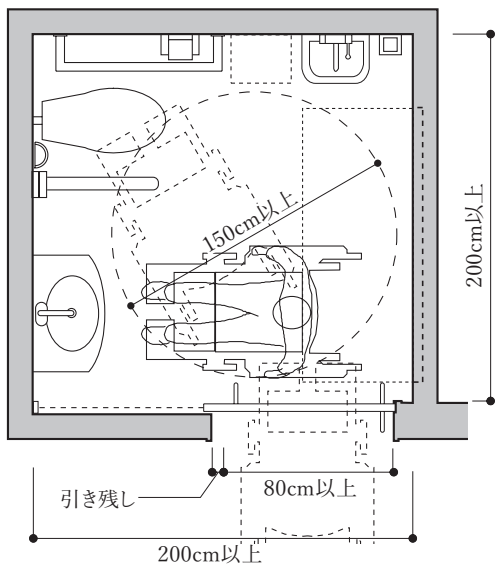
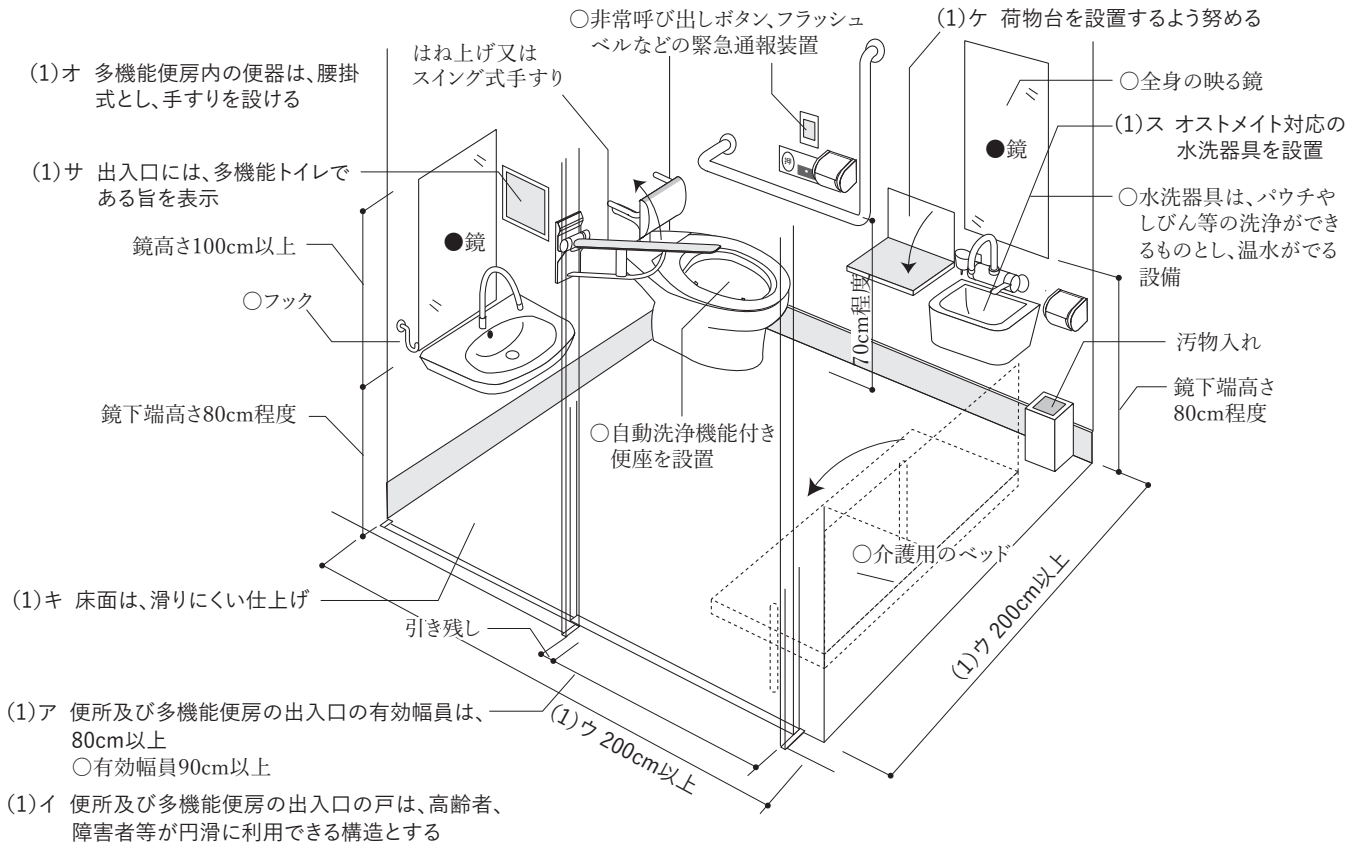
○利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車椅子使用者をはじめ、だれもが円滑に利用しやすい便所を整備する。

整備基準		解説	望ましい水準
利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。		●移動円滑化された経路から円滑に利用できる位置に設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。	
(1) 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造の車椅子使用者を始めとする全ての利用者が円滑に利用できる便房(以下「多機能便房」という。)を有する便所(以下「多機能トイレ」という。)とし、全てのプラットホーム等と移動円滑化された経路で接続すること。		●多機能トイレは利用しやすい場所に設けること。	
ア 出入口の幅員	便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。	●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。	○有効幅員は、90cm以上とすること。
イ 出入口の戸の構造	便所及び多機能便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	●出入口の戸は、原則として引き戸とすること。 ●鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。	○便所の戸は、開閉時間の調整ができるものとする。 ○ドアノックセンサーを設置すること。
ウ 多機能便房の広さ	多機能便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150cm以上とすることができる。		
エ 段	便所及び多機能便房の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。		
オ 便器・手すり	多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	●腰掛便座の形状は、車椅子のフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。 ●腰掛便座には、車椅子からの移乗を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ●手すりは、握りやすいものとする。 ●壁と手すりの間隔は、排泄動作等の安定を図るために20cm程度の間隔をとる必要がある。	○自動洗浄機能付き便座を設置すること。 ○ベビーチェア等を設置すること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○便器の背後に背もたれを設けること。
カ 附属器具	多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。	●洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ●ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。	○全身の映る鏡を設置すること。 ○介護用のベッドを設けること。 ○便所内に子ども用の便器を併設すること。
キ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	

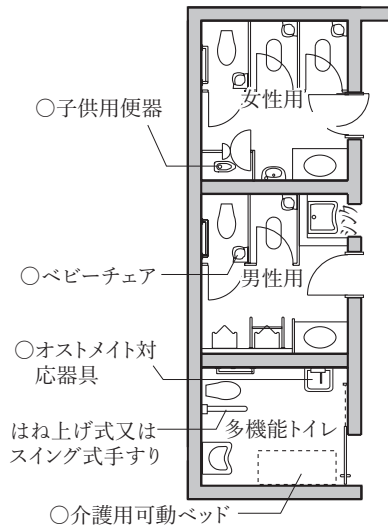
整備基準		解説	望ましい水準
ク 洗面器	多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。 ●洗面器の下部には、原則として、車椅子前部の収納を考慮した、高さ65cm程度、奥行き45cm程度の蹴込みを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として、鏡を適切な位置に設けること。 	
ケ 荷物台	多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。	●手荷物を置ける棚などのスペースを設置すること。	○荷物をかけることのできるフックを設置すること。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は、車椅子に乗った状態で使用できるものとする。
コ 設置階	多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。		○多機能トイレは、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設けること。
サ 表示	出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。	●車椅子利用者だけでなく、だれもが利用できる便所である旨を点字等で表示すること。	
シ 小便器	小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)等とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「床置き式等」とは、床置き式又はリップの高さが床置き式と同程度のものをいう。 ●小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。 	○手すり付き床置き式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。
ス 水洗器具	1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●水洗器具は、フラッシュバルブがある汚物流し台を設けた水栓とすること。 ●水洗器具の高さは70cm程度とすること。 	○水洗器具はパウチやしびん等の洗浄ができるものとし、温水がでる設備を設けること(オストメイト対応)。
(2)多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。		●便所内の通路等は、車椅子利用者等が利用できる幅員を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○多機能トイレ以外のトイレを設ける場合にあっては、それぞれの階に1以上の多機能トイレ以外のトイレを設置すること。 ○便所内の通路等は車椅子使用者が利用できる幅員を十分に確保すること。
ア 出入口の幅員	便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上とすること。	●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。	○ドアノックセンサーを設置すること。
イ 段	便所及び便房の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。		
ウ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
エ 便器・手すり	1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座には、歩行困難者の立ち居を補助したり、使用中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ●洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作のしやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ●ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動洗浄機能付き便座を設置すること。 ○ベビーチェア等を設置すること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○便器の背後に背もたれを設けること。

整備基準		解説	望ましい水準
オ 洗面器	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ●洗面器の下部には、原則として、車椅子前部の収納を考慮した、高さ65cm程度、奥行き45cm程度の蹴込みを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として、鏡を適切な位置に設けること。 	
カ 小便器	小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)等とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「床置き式等」とは、床置き式又はリップの高さが床置き式と同程度のものをいう。 ●小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。 	○手すり付き床置き式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。

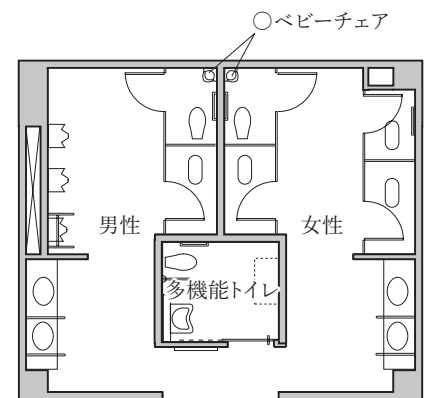
□多機能トイレの整備例



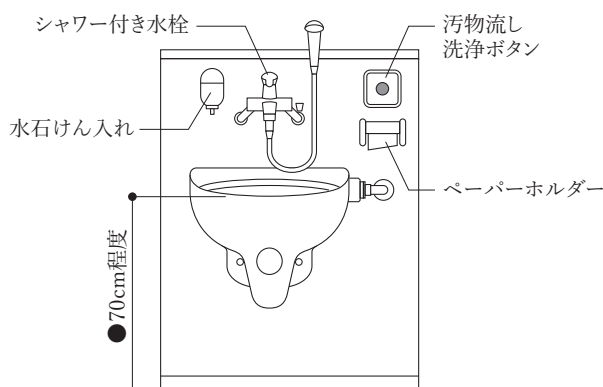
■便所配置例(1)



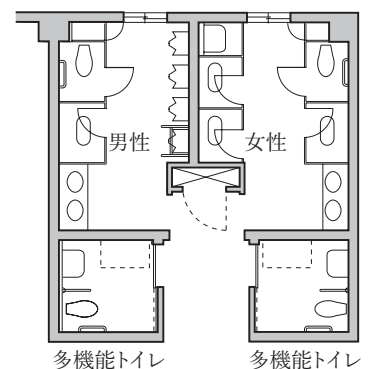
■便所配置例(2)



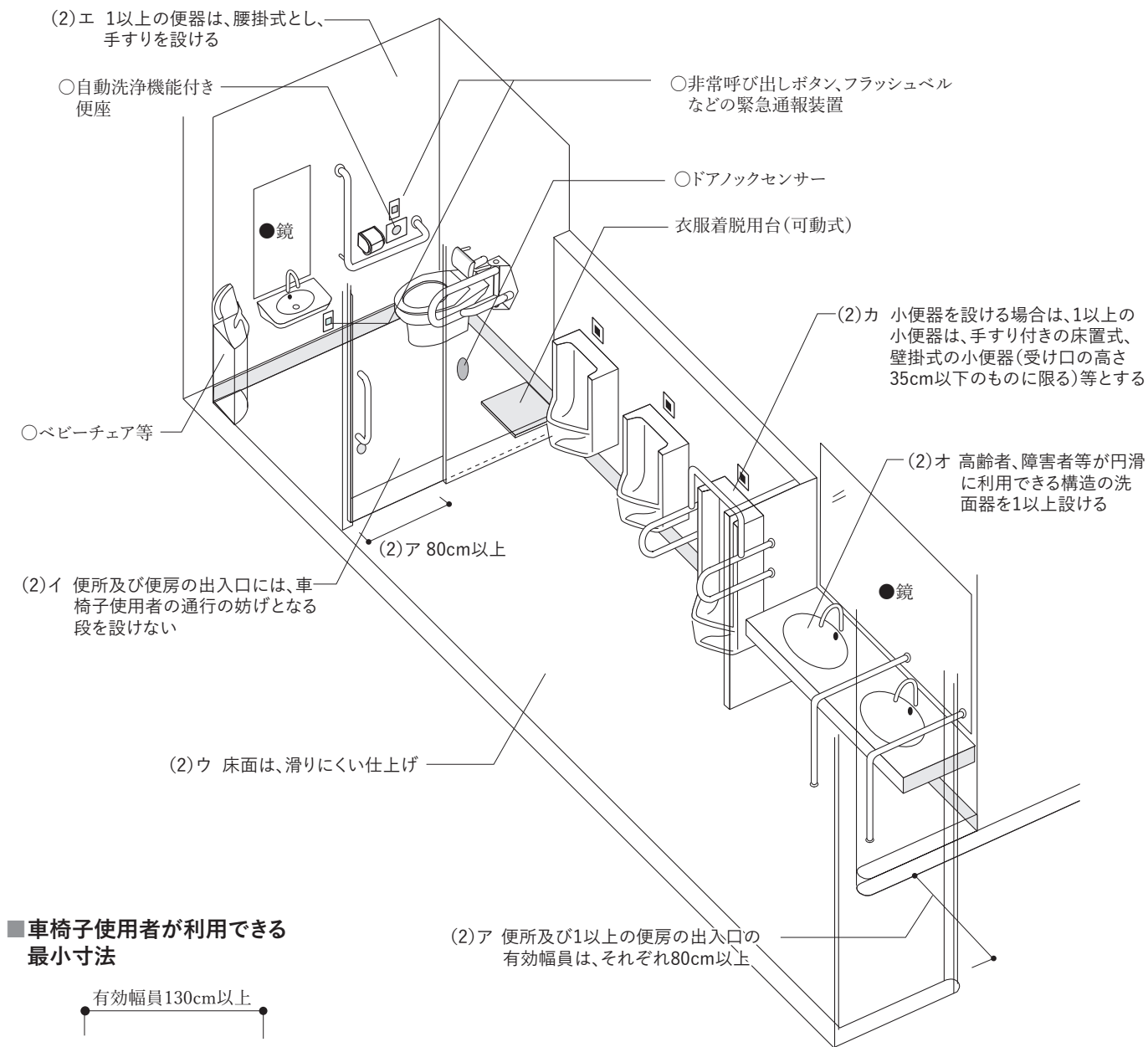
■オストメイト対応の水洗器具例



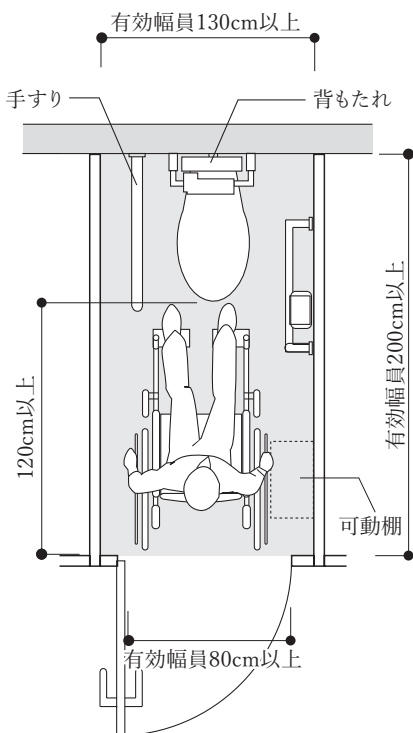
■便所配置例(3)



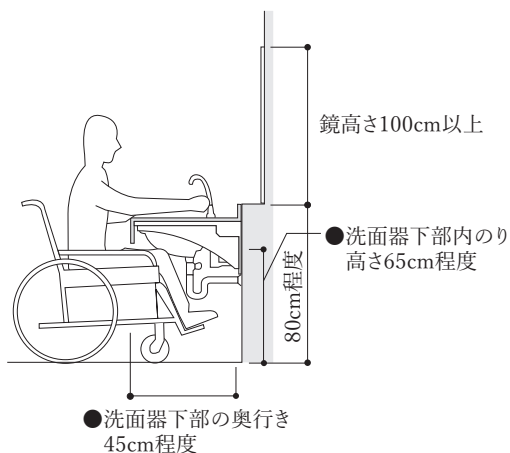
□多機能トイレ以外のトイレの整備例



■車椅子使用者が利用できる最小寸法



■洗面器まわりの寸法例



■ベビーチェア設置例



□案内表示の例

■便所の表示例 (日本産業規格 JIS Z 8210)



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender
toilet



男性
Men



女性
Women



子どもお手洗
Children's toilet

■便房設備(機能)の表示例 (日本産業規格 JIS Z 8210)



障害のある人が
使える設備
Accessible
facility



介助用ベッド
Care bed



オストメイト用設備
／オストメイト
Facilities for
Ostomy /
Ostomate



ベビーチェア
Baby chair



おむつ交換台
Diaper
changing
table



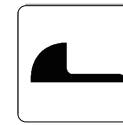
着替え台
Changing
board



洋風便器
Sitting
style toilet



温水洗浄便座
Spray seat



和風便器
Squatting
style toilet

資料：上図全て「JIS Z8210 案内用図記号 (PDF版)」(国土交通省)を加工して作成
出典：「標準案内用図記号」((公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

5

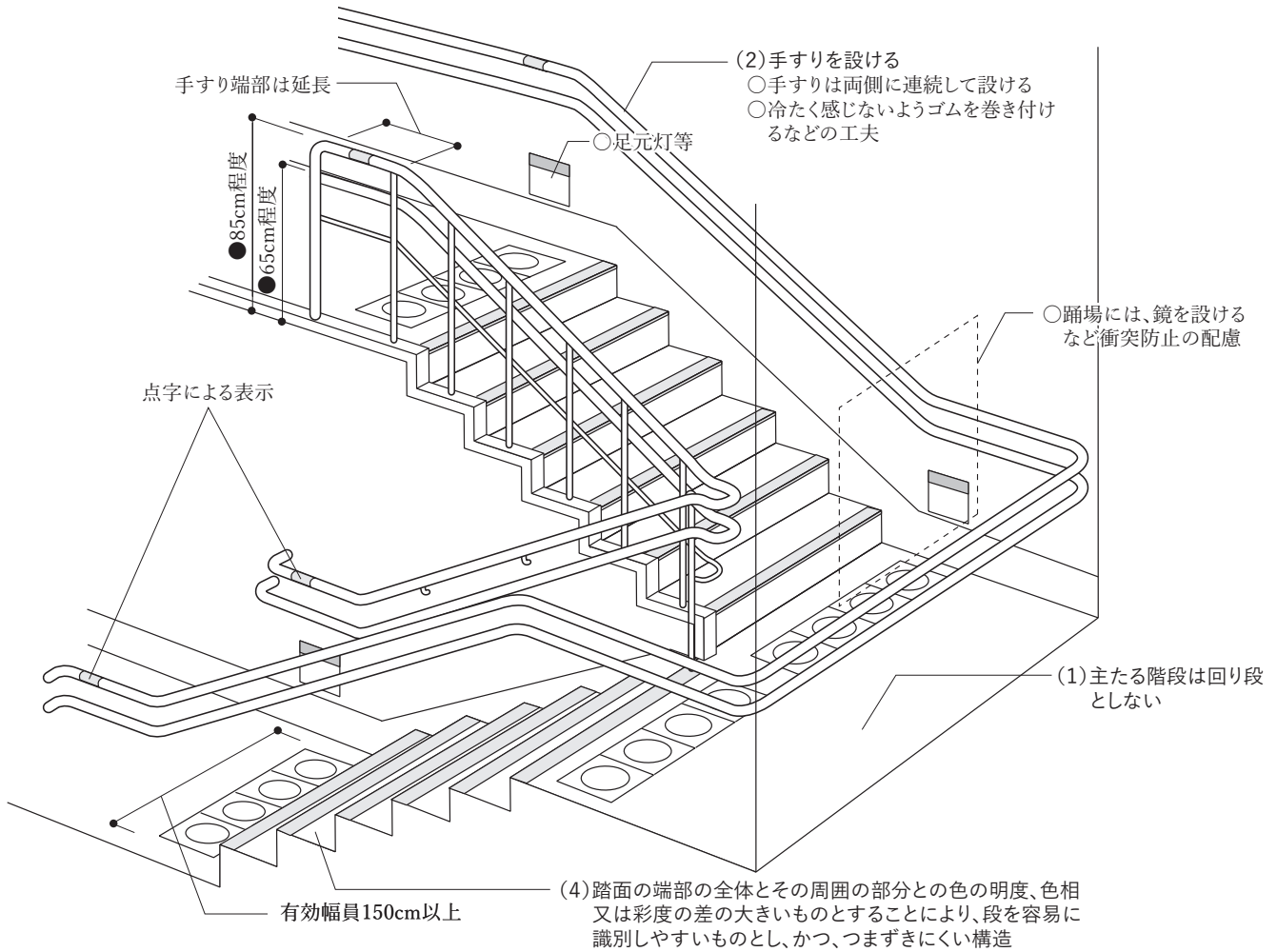
階段

整備の基本的な考え方

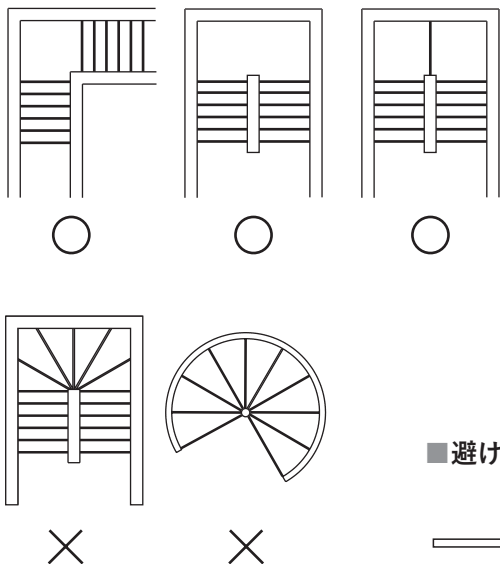
- 階段には手すりを両側に連続して設ける。
- 階段での転倒事故を防ぐためには段鼻は容易に見分けがつく構造とする。
- 階段手すりの始末端部には現在地若しくは行き先等を点字で表記する。

整備基準		解説	望ましい水準
段を設ける場合は、150cm以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)を確保し、次に定める構造とすること。			○踊場には、鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。
(1) 主たる階段の形状	主たる階段は、回り階段としないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。 ●らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。 	○主たる階段以外の階段においても回り階段は設けないこと。
(2) 手すりの設置	手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設けること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段85cm程度、下段65cm程度とし、1段の場合は、80cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○両側に連続して設置すること。 ○手すりは、冷たく感じないようにゴムを巻き付けるなど工夫をすること。
(3) 表面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(4) 段の仕上げ及び構造	踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●滑り止めの色を踏面と対比させて、段鼻を明確にすること。 ●同一階段は、同一寸法とすること。 ●段鼻は、踏面及び蹴込板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。金属製のものとはつえ等が滑るので避けること。 ●蹴込板は、つえ等や足の落ち込みを防止するために必ず設けること。 ●側壁がない場合は、両側に2cm以上の立ち上がりを設け、つえ等や足の踏み外しを防止すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○蹴込みは2cm以下とすること。 ○蹴上げ16cm程度、踏面30cm以上とすること。
(5) 照明設備	照明設備を設けること。	●高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮すること。	○必要に応じて、足元灯等を設置すること。

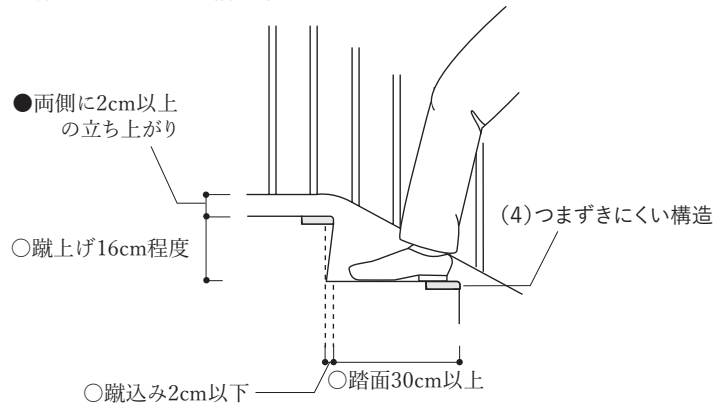
□ 階段の整備例



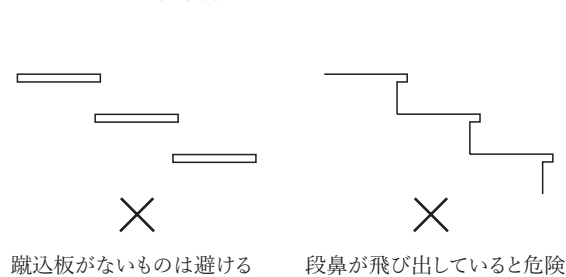
■ 階段の形状例 (○と×)



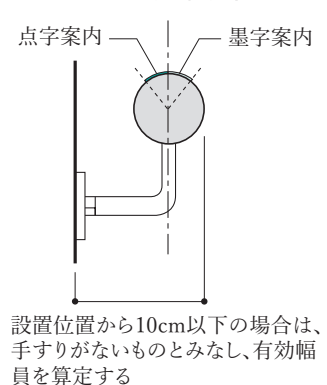
■ 階段の望ましい構造例



■ 避けるべき設計例



■ 手すりへの点字表記方法



6

エスカレーター

整備の基本的な考え方

- だれもが円滑に利用できるようエスカレーターを整備する。

整備基準	解説	望ましい水準
1の(1)ただし書に規定する場合以外の場合にエスカレーターを設ける場合は、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。	●進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置すること。	○乗り口に近い位置に音源を設置すること、又は乗り口端部にスピーカーが内蔵されたエスカレーターとすること。

7

プラットホーム等

整備の基本的な考え方

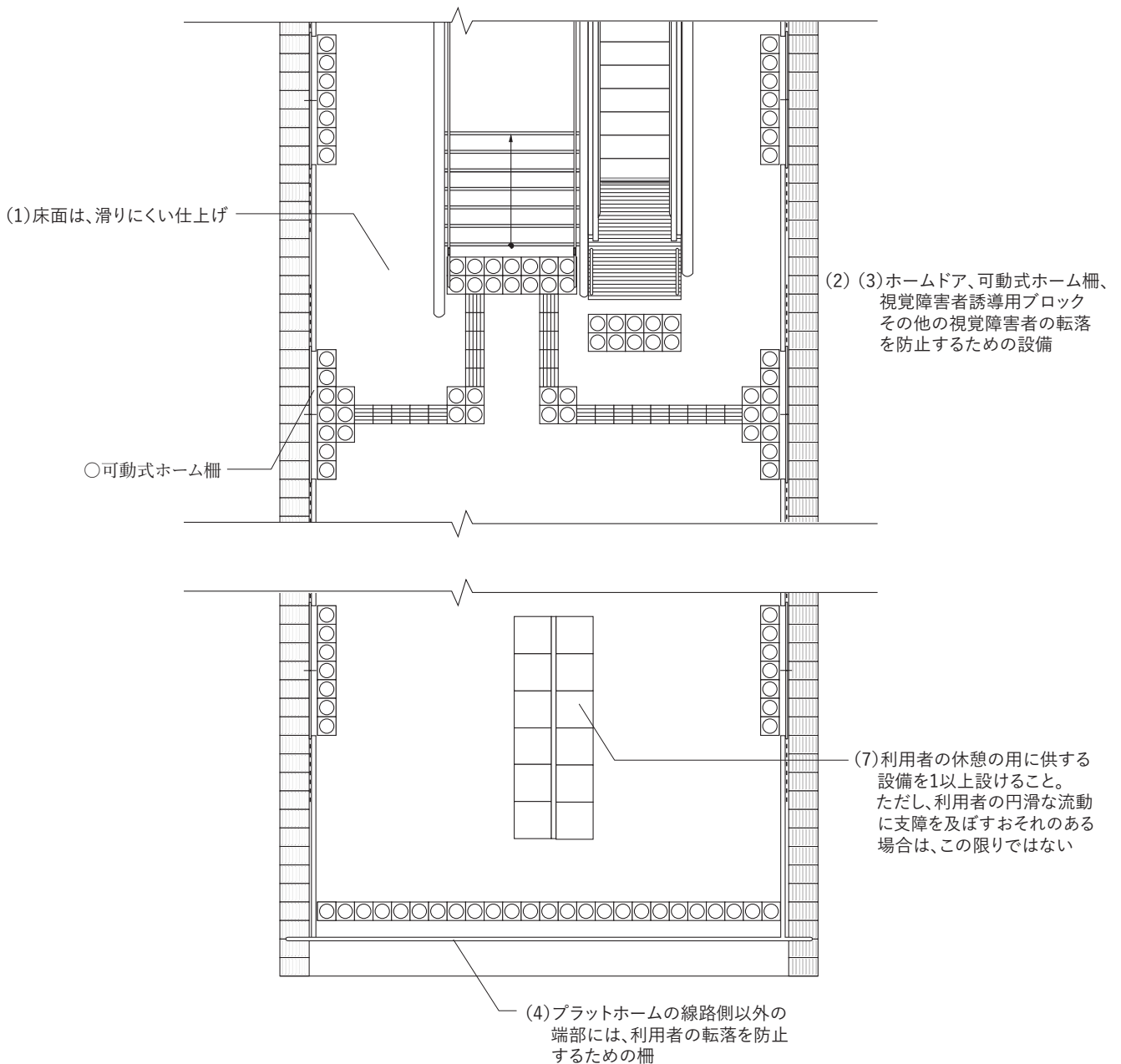
○だれもが円滑に乗降できるようプラットホーム等を整備する。

整備基準		解説	望ましい水準
プラットホーム等は、次に定める構造とすること。		●「プラットホーム等」とは、プラットホームその他の旅客の乗降場所をいう。	
(1)床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(2)転落防止設備(線路側)の設置	発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「その他の視覚障害者の転落を防止するための設備」とは、スレッドライン、音声による転落防止装置等をいう。 ●ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者誘導用ブロックを設置若しくは敷設する際には、乗降時の安全性の観点から以下の措置を図ること。 <p>【ホームドア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図ること。 ●ホームドアの開口部には点状ブロックを敷設すること。 <p>【可動式ホーム柵】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図ること。 ●ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止対策等から適切な高さの柵とすること。 ●可動式ホーム柵の開口部には、点状ブロックを敷設すること。 <p>【視覚障害者誘導用ブロック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームの端部から80cm以上離れた場所に連続して敷設すること。 ●階段等から連続して敷設された誘導用の線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所(T字部)については、誘導用の線状ブロックと縁端部の点状ブロックとの間に点状ブロックを敷設すること。 ●内方線がホーム内側に位置すること。 	○ホームドア、可動式ホーム柵を設置できない場合には、非常停止ボタン、転落検知マット、待避場所等の設備を設けることにより、転落時の安全を確保すること。
(3)転落防止設備(線路側)の設置	(2)のプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。		【ホームドア】 ○ドアの開閉を音声や音響で知らせること。
(4)転落防止設備(線路側以外の端部)の設置	プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ●「利用者の転落を防止するための柵」の高さは、110cm以上とすること。 ●線路側以外のプラットホーム両側に、点状ブロックを敷設すること。 	○線路側ホーム面において、列車が停車することがない等乗降に支障のない範囲については、柵を設置すること。
(5)プラットホームの構造	高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットホーム等と公共車両等との間に、高齢者、障害者等の乗降の妨げとなる段差や隙間をできる限り小さくすること。 ●構造上の理由により隙間が大きい場合には、これを警告するための設備を設けること。 ●車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。 	

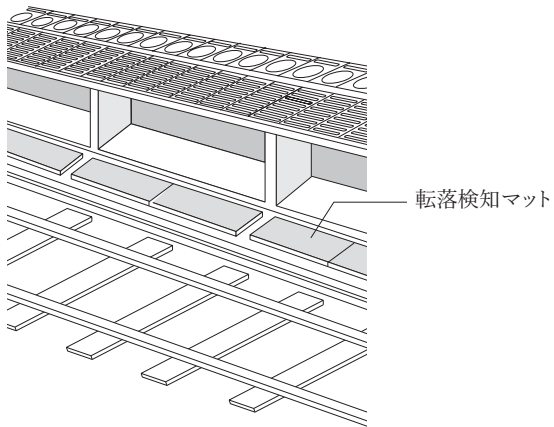
整備基準		解説	望ましい水準
(6)上屋	上屋を設けるよう努めること。		○鉄道駅のプラットホームには上屋を設けること。
(7)休憩設備	利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	●旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ、主な経路上にベンチ等の休憩設備を設けること。	○プラットホーム上に設置するベンチは、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とすること。
(8)列車接近警告設備	列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	●光や文字による情報及び音声や音響による案内で、列車の接近、その列車の停止・通過、乗車可否、列車種別、行き先、次停車駅名を知らせること。	
(9)照明設備	照明設備を設けること。	●プラットホームは両端部まで、高齢者や弱視者の移動等円滑化のため、採光や照明に配慮すること。	

□プラットホームの整備例

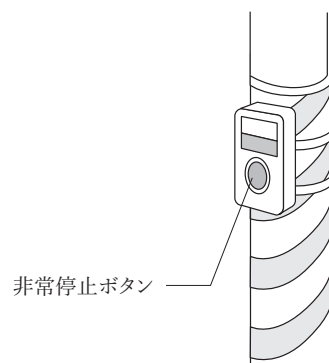
■ホームドア、可動式ホーム柵を設ける場合



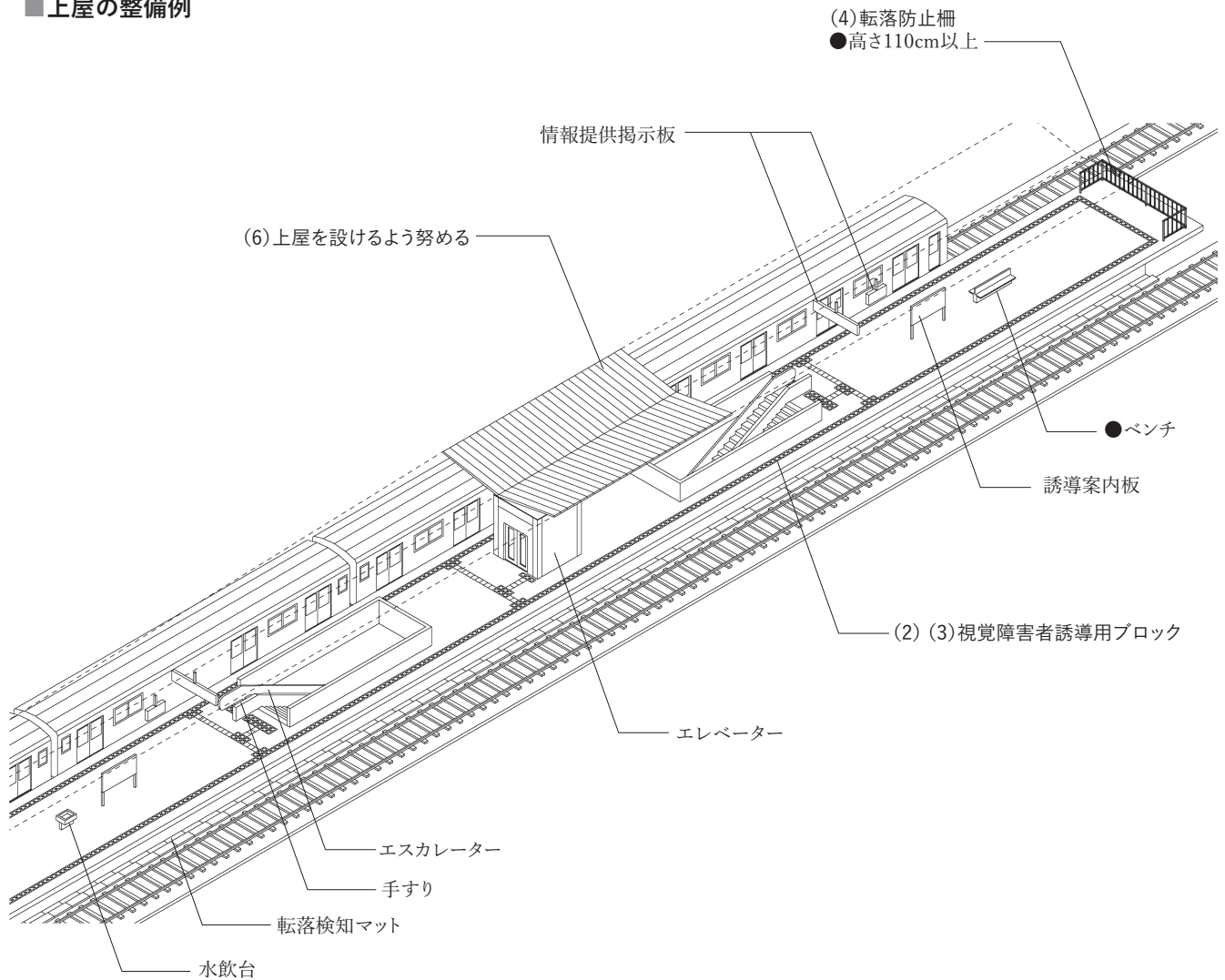
■ 転落防止設備例 (転落検知マット)



■ 転落防止設備例 (非常停止ボタン)



■ 上屋の整備例



8

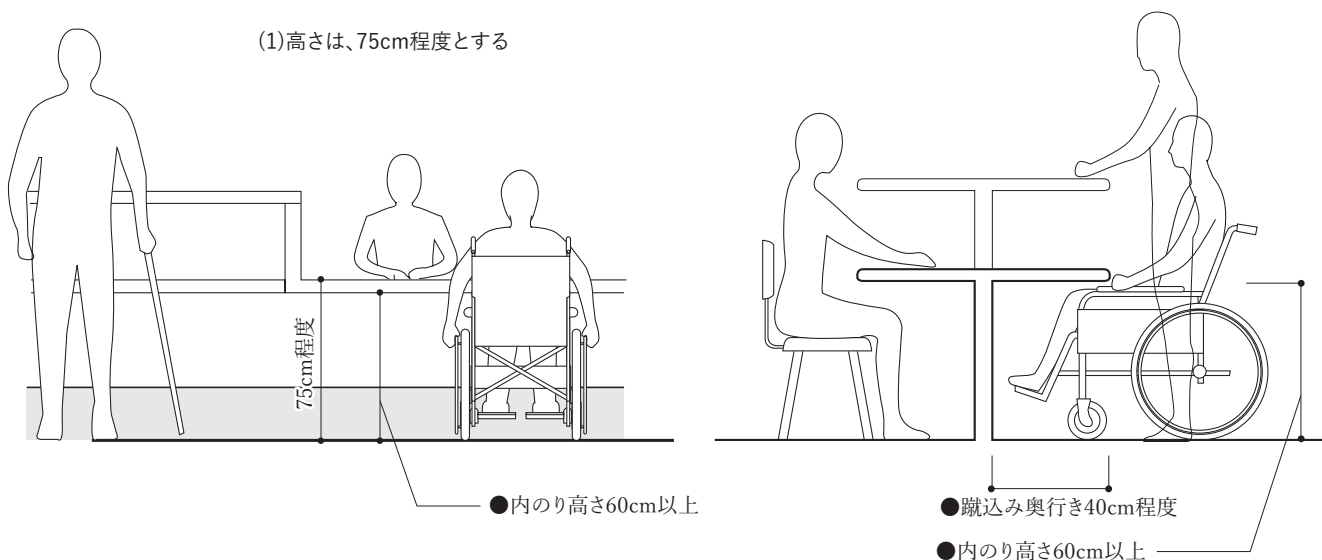
カウンター及び記載台

整備の基本的な考え方

○カウンター及び記載台の利便施設についても、だれもが円滑に利用できるように整備を進める。

整備基準		解説	望ましい水準
1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。この場合においては、当該設備を保有している旨をその付近に表示すること。			○案内カウンター等においては、車椅子使用者との対話に配慮して、ついたてまでの奥行きは、30～40cmとすること。
(1)高さ	高さは、75cm程度とすること。	●車椅子使用者が利用できるよう案内カウンター等の一部は、高さ75cm程度とすること。	
(2)蹴込み	下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。	●蹴込みの一部は、内り高さ60cm以上、奥行き40cm程度とすること。	
(3)意思疎通設備	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。	●筆談用のメモ用紙などを準備し、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮すること。 ●筆談用具がある旨の表示については、駅員及び利用者から見やすく、かつ利用者から手の届く位置とすること。	○言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、コミュニケーションボードを準備すること。

□カウンター及び記載台の整備例



9

公衆電話機及び公衆電話台

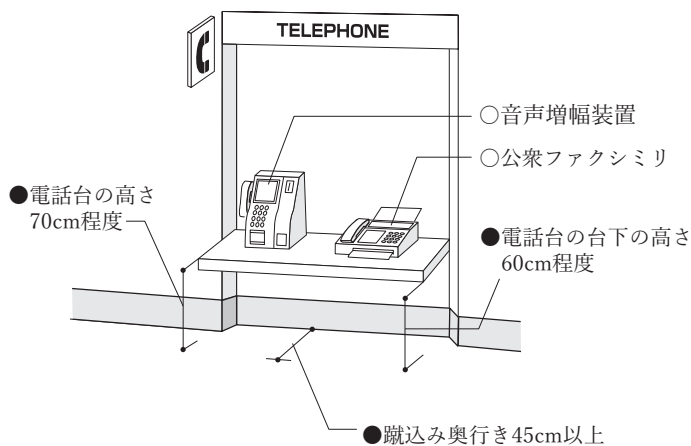
整備の基本的な考え方

○公衆電話機及び公衆電話台は、だれもが円滑に利用できるように整備を進める。

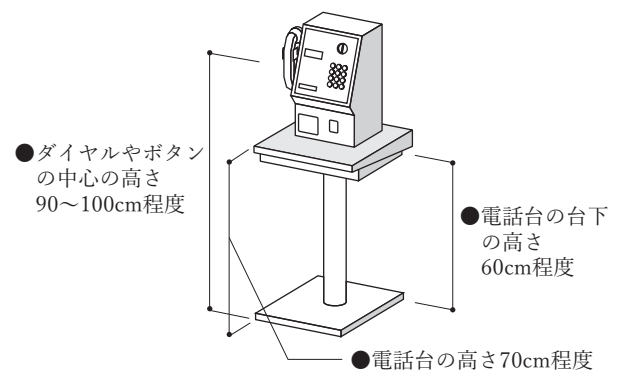
整備基準		解説	望ましい水準
公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話機及び公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。		●公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する必要がある。	○聴覚障害者が外部と連絡を取れるよう、自由に利用できる公衆FAXの設置や無線LAN、携帯電話などが利用できる環境を整えること。
(1)公衆電話機	公衆電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	●ダイヤルやボタンの中心の高さは、90～100cm程度とする。	○外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置すること。 ○音声増幅装置付き電話機を設置するよう努めること。この場合、分かりやすい位置にその旨を表示すること。
(2)公衆電話台	公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。	●公衆電話台の高さは、70cm程度とし、台下の高さを60cm程度とする。 ●蹴込みの奥行きは、45cm以上確保すること。	

□公衆電話の整備例

■固定式台の設置例



■可動式台の設置例



10

案内標示

整備の基本的な考え方

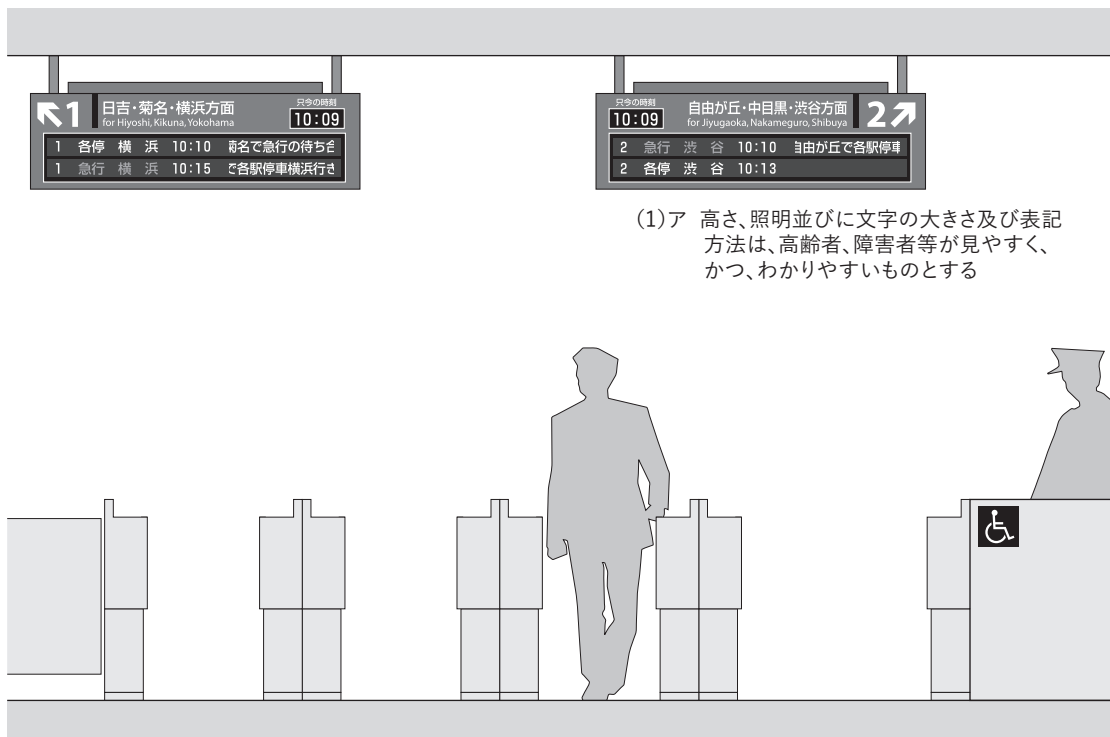
- 案内標示は、高齢者、障害者等が、公共交通機関の施設を円滑に利用できるよう配慮する。
- 案内・誘導標示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、わかりやすさなどに十分に配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準
1の(2)に定める構造の傾斜路、1の(3)に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4に定める構造の便所を設ける場合は、案内標示(各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。)を次のように設け、かつ、公共車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		●平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行に関する情報とすること。	○車両等の運行の異常に関連して、遅れ状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供すること。
(1)案内設備は、次に定める構造とすること。ただし、各施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		●公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近に、各施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。	
ア 案内表示の仕様	高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。		
イ 音、点字等による表示	音、点字その他の方法による表示を行うこと。		
ウ 標識の設置	標識を設けること。		
(2)標識は、各施設の付近であって、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分かりやすいものとする。			

□案内標示の整備例

■可動式情報表示装置の表示例

ここでは、鉄道駅の改札口に設置する可動式情報表示装置の表示例を示している。



■案内設備の表示例

